

りすす倶楽部

2020年
11月号
第286号

もう、秋です

小さい秋、大きい秋、中ぐらいの程良い秋。感じ方は、人それぞれですが、いつの間にか、もうすっかり秋ですね。コスモスが揺れています。色とりどりの花びらが、高い青空を楽しんでいます。種に元気を蓄えて、また、来年、癒してください。

弁護士 福井大海



利用者の皆様と共に

NPOりすシステム理事 河野剛一

本年、6月より、りすシステムのメンバーに加えさせていただきました。猪野専務理事（同窓の先輩）より、お声がけを頂いた次第です。

私は、福岡県で生まれ育ち、卒業後、上京し、約40年近くを在京でおります。福岡といっても、私の出生地は片田舎の炭鉱町です。

盆踊りで有名な『炭坑節』の発祥地（諸説ありますが）であり、『青春の門』（五木寛之作）の舞台でもあります。

幼少期に炭鉱の閉山が相次ぎ、職を求めての転出で、過疎化が進み、人口が、半数以下となりました。とはいえ、祖父母、両親、兄弟の家族で暮らしており、楽しい思い出の方が多かったように思えます。

前職は、営利会社でありましたが、今回、ご縁をいただいた、当法人（非営利）の理念は壮大であり、別世界の感がありました。人生の後半をこの様な、素晴らしいことに関わることができるのは、感慨深いものがございます。

閑話休題、今年の春先から、全世界で、コロナウイルスの猛威が続いています。

一時期は、若干、下火になった感はありましたが、最近では、イギリス、ロンドンのロックダウン（封鎖）、日本では、北海道をはじめ、第3波の到来かと報道されております。

年々、地球温暖化が進み、日本の素晴らしい春夏秋冬の四季を感じられなくなってきましたが、今年は特に、コロナウイルス禍による外出自粛等で、四季を感じられない状況でございました。

一日も早く、コロナウイルス禍が終息し、以前の生活に戻れることを願うばかりです。

前段が長くなりましたが、『契約家族』である利用者の皆様との「お約束」を遵守することが、先ずもっての使命であると認識しております。

利用者の皆様と共に、りすシステムが永続的に歩んでいくべく、微力ではございますが、精進させていただきます。

〈連載 第二回〉

もし介護保険を使うときはどうするの？

介護保険の要介護認定と利用までの流れを知りましょう

服部メディカル研究所 所長 服部万里子



介護保険の要介護認定と利用までの流れ

(1ヶ月で認定が出ます)

① 住民票のある市町村(保険者)に介護サービスを受けたいのでと、「要介護認定」の申請を出します。これは申請用紙を1枚出すだけ。本人ができなければ家族でも、近くの地域包括支援センターに依頼しても構いません。

② 大切なのはこの申請用紙に「主治医」を書くことです。この主治医があなたの介護認定の「主治医意見書」を書きます。有名な先生の必要はありません。あなたが現在にかかっている、あなたの健康状態を知っている先生がベターです。事前の了解はありません。お金もいりません。市町村から依頼が先生にいきます。

③ あなたの自宅に、入院していれば病院に、施設に入所している人は施設に「調査員」が聞き取りに行きます。市町村から委託をされた人です。聞かれるのは1時間くらいです。体の状態(立ったり、歩いたりできるか等)・生活の状態(食べたり、トイレに行ったりできるか等)・認知の状態(記憶や徘徊等)・精神状態(被害妄想や大声をだす等)・生活の状態(買い物や薬を飲むこと等)・特別な医療を受けているか

皆さんの中には「健康保険を持っていない」人はいないでしょう。日本は誰もが健康保険に入れる「国民皆保険」の国だからです。これは幸せなことです。アメリカでは8・5%の人が健康保険を持っていません。そうすると新型コロナウイルスに感染しても治療を受けられない人がいるのです。

では、介護保険と健康保険の違いを見てください。

健康保険と介護保険の違いは

大きく三点あります

第二、健康保険は、今日あなたが風邪をひいたら近くの医師に診てもらい、検査して薬をもらいます。それは医師が「医療が必要」と判断したからです。介護保険はあなたのお住まいの市町村が「介護が必要な状態」と認定しなければ使えません。

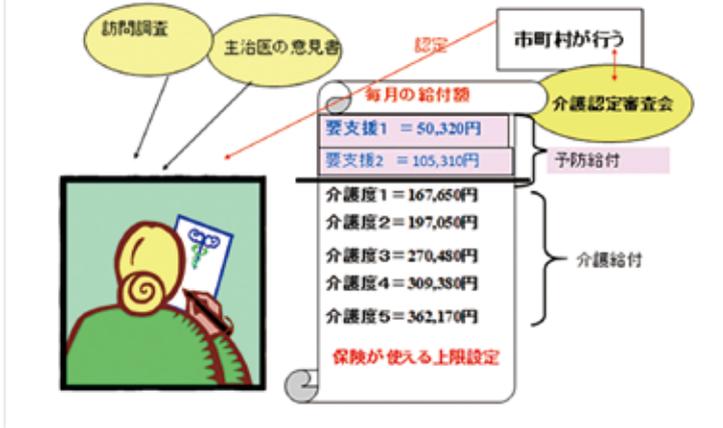
第三、健康保険は全国どこでも同じサービスですが、介護保険は「要介護度」により受けられるサービスの総量(金額の上限)が異なります。

では実際に介護保険を使うにはどうするのか？介護保険の要介護認定と利用までの流れを見てみましょう。



第一、健康保険は生まれたての0歳から入れますが、介護保険は40歳以上が対象です。何故でしょうか？介護サービスが必要になるのは、多くは高齢者だからと一般的には言われています。

保険者の要介護認定で介護給付の上限設定



(点滴や酸素吸入等) などです。
 ④ これらのデータをもとに市町村の介護認定審査会が介護の必要性を審査し、「要介護度」を決めます。
 ⑤ 要介護度とその有効期間が記載された介護保険証が自宅に届きます。
 ⑥ この要介護度によって、介護保険サービスをいくらまで利用できるかの上限が決まります。左図の毎月の給付額です。しかし、現金でくれるわけではありません。介護サービスがここまで利用できるというものです。

⑦ 申請から認定までは約1ヶ月かかりますが、認定は介護保険の申請をした日にさかのぼり認定されますので、急いでいる場合は認定前から介護サービスを利用することもできます(地域包括支援センターに相談してください)。

大変に見えますが、あなたは申請だけ出せば、あとは自宅に調査員が聞き取りに来るだけです。1ヶ月後を楽しみにしてください。

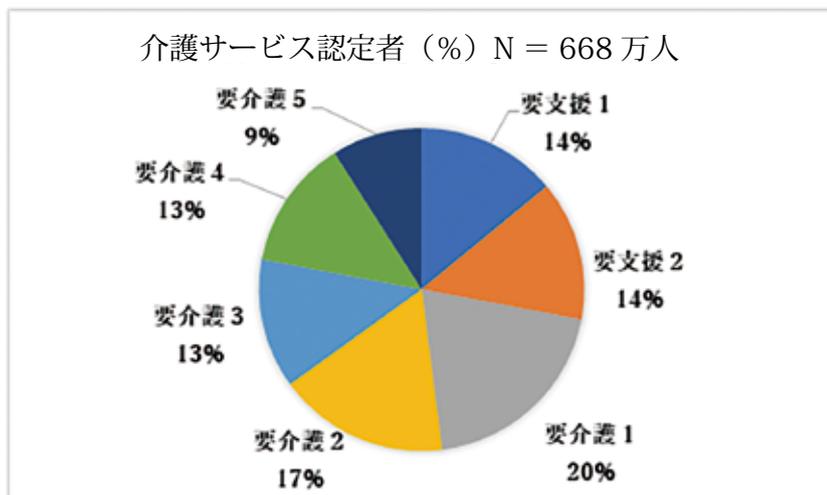
介護保険の認定者は668万人

65歳以上の18・2%が認定

介護保険の要介護認定を受けている人は75歳以上では3人に1人です。それが85歳を過ぎると約6割の人が、90歳では7割の人が介護認定を受けています。加齢とともに体調を崩したり、骨折したり、認知症になったりと様々なことが起きてきます。

要介護認定の状況は下の円グラフのように、介護は必要でないが支援が必要な人(要支援1と要支援2)が28%で、軽度と言われる要介護1と要介護2が37%で最も多く、最重度の要介護5は9%です。

これは介護が必要になっても、介護サービスを活用して「自分らしい生活を続ける



出典：厚生労働省介護給付費実態調査 2019年10月審査分

ことができる」ことを示しています。骨折して入院手術して、自宅に戻り介護保険でリハビリテーションを受けて歩けるようになる人もいます。介護保険は「元気になるためのサービス」でもあります。

次回はいくつかの事例を見ていきましょう。聞きたいことがあれば皆様、いつでもりすシステムにご連絡ください。

支部

活動記

北海道・北日本支部

▼Iさん(86歳・女性)が、「兄弟がいますので、生前事務と任意後見は、りすシステムにお願いしなくても大丈夫です」と、死後事務委任契約のみ締結し、遺言公正証書を作成したのは9年ほど前のことでした。

その後Iさんは年月とともに体調を崩すことが増え、その都度ご兄弟がお世話をしてきたようです。昨年からは今年にかけIさんは、入院した急性期病院からリハビリ病院に転院、さらにそこから療養型病院に転院と、Iさんのお世話をするご兄弟の負担も増加していったようです。

療養型病院では、リハビリ計画の打合せや治療の報告等で来院することも増え、退院が近づくと、自宅の状況調査や必要な介護サービスの検討、介護用品の取りそろえなど、身元引受保証人として対応しなければならぬことが、多岐に亘ってきました。

ご兄弟は、できることは自分たちでおっしやって、懸命に頑張つて

東日本支部

▼多忙な身内に迷惑をかけたくないと、2014年にりすシステムと契約したAさん(73歳・女性)が9月末に亡くなりました。

自宅マンションに一人暮らしだったAさんは、クラシック音楽やバレエなどの芸術に造詣が深く、演劇や漫画もお好きという、多趣味で話題豊富な方でした。海外旅行にもよく出かけ、その際の身元引受保証・緊急連絡先の依頼もお受けしました。改葬や、保険契約についての相談で来所されたこともあります。

お元気に過ごされていた様子のAさんから、「入院しています。手術に向け医師の病状説明があるので、同席いただけますか」と依頼があったのは、今年春先のことでした。医師によると、「CT検査の結果、大腸の横行結腸部分に10センチ大の腫瘍が見つかりました。腫瘍が大きく浸潤もみられるので、腸閉塞を回避する目的の手術になります」とのことでした。

翌日、手術立会いのため再訪問。終了後、ごく短時間の面会が許可されたので、Aさんの病室を訪ねて手術が終わったことをお伝えしたとこ

ろ、わずかに微笑んで下さいました。その後Aさんから、「退院が決まりました。退院前に医師から病状説明があるので、同席して下さい」と依頼があったのは5月のこと。医師によると、ステージ4の大腸がんとの診断で余命の宣告を受けました。抗がん剤投与による治療をすすめるれましたが、Aさんは「望みません」と。ただ、病気のことを考えて施設入居を検討しており、そこでの生活が難しくなれば、ホスピスに移りたいとのこと、急ぎ入居可能な施設を探すことになりました。

6月中旬、条件に合ういくつかの施設を見学し、介護付有料老人ホームへの入居を決め、7月末に引越すこととし、要介護認定を申請しました。

施設入居の数日前、ホスピス出身の医師がいるクリニック受診に付き添いました。Aさんは医師に、「抗がん剤治療は希望しません。痛みや苦しみだけを除去して欲しい」と伝え、医師から、「無理をしないことが大切です。突然痛みが出ることもあるので、ホスピスに診療予約をしておいた方がよいですね」と言われ、いくつかのホスピスを紹介されました。

こられました。自身も高齢であることから、転院先の療養型病院では身元引受保証人・債務保証人として認めてもらえず、ご兄弟のお子さんとIさんの甥御さんが身元引受保証をせざるを得なかったそうです。

ご兄弟から、「自分も高齢となり、病院からの呼び出しに対応することがいよいよ困難となっています。今Iの甥にあたる私の息子がIの身元引受保証をしています。こういった諸々のことをりすシステムにお願いできないでしょうか」と相談されました。

そこでご兄弟に、改めてりすとの契約内容を説明し、「Iさんの依頼により、生前事務委任と任意後見契約を締結すれば、りすが保証業務等をお引き受けすることができまます」とお伝えしたところ、Iさんの意思を確認してみますとのことでした。

契約時は必要ないと思っていた生前のサポートも、年月とともに環境が変化し、自分たちだけでは対応が難しくなることもあります。早めに検討しておくことをおすすめます。

施設入居から10日後、紹介されたホスピスをAさんと見学しました。ホスピスの理事長と相談した結果、施設入居から間もないものの、Aさんの身体のことを考えれば、早めにホスピスへ移ったほうがよいということになり、8月末のホスピス移転が決定。施設へその旨を連絡し、手続きを進めました。

迎えたホスピス移転日は、Aさんを施設からホスピスへお送りし、契約手続きを行いました。Aさんは、「痛みを感じることもあり、寝返りはつらいけれど、動かなければ痛みが和らぎます」とのことでした。

ホスピスに移って一週間後、不要になった家具を自宅へ送ってほしいと依頼があり訪問。以前お話しされていた自宅売却の意思確認をしたところ、「自宅に戻りたい希望もあるので、そのままでもいいです。売却の気持ちが変わったら連絡します」とのことでした。

その後、身の回りの品の購入依頼などがあり、対応する中、徐々に寝ている時間が長くなってきたとの連絡がありました。少し持ち直し、自分で友人を呼び、10月上旬に会う約束をされていましたが、会うことが叶わず、9月末、旅立ちました。

入院のご連絡をいただいていたから、半年後のお別れとなりました。生き生きと趣味のお話をされていたAさんのお顔がふとよみがえります。ご遺体はりすセンター・新木場でお預かりし、友人がお別れに訪れました。

中部日本支部

▼自宅マンションに一人暮らしのOさん(75歳・女性)は、2005年にりすシステムと契約し、もやいの会にも入会しました。

契約当初、りすシステムの行事に積極的に参加されていたOさんですが、ここ5年ほどは不参加が続いていたので、様子伺いのお電話を入れたところ、「数年前、外出時に転倒し、腕を骨折しました」と。

入院はしなかったそうですが、自宅マンションで不自由な暮らしを余儀なくされ、それ以降は外出の機会も減ったとのことでした。Oさんに「手助けが必要な時は、遠慮なさらず、りすシステムに頼ってください」とお伝えしました。

そんなOさんから先日、「高齢者施設に入居することにしたので、身元引受保証をお願いします」と依頼がありました。入居先のサービス付

き高齢者向け住宅は、外出・食生活に自由度が高く、お元気なOさんにとって、これまでとほぼ変わらない生活を送りながら、安心がプラスされることになりました。

長年住み慣れた土地を離れることになりましたが、70代後半となった自身の気力・体力を考慮し、生活の利便性や安心さを念頭においての施設入居のようで、思慮深いOさんらしい決断だと思いました。

施設の協力を得て、家電や家具の購入、搬送手配も順調に進み、引越し日も決まりました。当日は入居先施設に向き、荷受け等をする予定でした。

今後、新天地でのOさんの暮らしをサポートしていきます。コロナがある程度収束し、イベントが開催できるようになれば、またご参加いただきたいと思えます。



西日本支部

当初は亡くなった後の手続きだけしてもらえればよいと、死後事務委任契約のみでしたが、数年後、やはり何かあるか分かりませんからと、生前事務委任契約・任意後見契約も締結しました。

そんなSさんが2015年、指定難病の診断を受け入院し、入院の保証手続きを行いました。また、指定難病患者への医療費助成制度を利用するため、特定医療費の支給認定申請を行い、審査の結果、医療受給者証の交付を受けました。

並行して、退院後の生活がスムーズに送れるよう、要介護認定の申請、ケアプランに沿ってケアマネージャーと打ち合わせするなどして、二ヶ月ほどの入院を経て退院、自宅に戻りました。

その後、検査入院等があったものの、大事なく過ごされていたSさんですが、今年10月下旬、罹患した指定難病の悪化で救急搬送され入院したとの連絡があり、搬送先の医学部付属病院を訪問。コロナ禍で面会不可の中、入院の保証手続き、入院用品のレンタル申込みをしました。

二日後、担当医師の説明を受けるため再訪問しました。医師によると、Sさんはクリニックを受診したそう

ですが、指定難病患者で重篤な状態ということもあり、この病院に搬送されました。

Sさんの意識はあり、「延命治療は望まない」「医学に役立つなら病理解剖もしてください」と言われているとのこと。提出いただいている**医療上の判断に関する事前意思表示書**にも、病理解剖について、「医学の進歩に役立つことなので、要請されれば承諾する」と記されていたので、その旨、医師に伝えました。

Sさんが旅立ったのはその二日後のことで、生前の意思に沿い、病理解剖が行われました。

Sさんには甥御さんがいますが、迷惑をかけたくないとのことで、死亡の連絡は「全ての手続完了後」と**企画書**に記されています。そこで、りすシステムが任意後見受任者として、任意後見契約の登記事項証明書を出し、死亡届出人となりました。現在、**企画書**に沿い、Sさんの死後事務をすすめています。

中国・四国支部

▼本誌第285号(2020年10月号)で紹介したTさん(90歳・女性)のその後です。

通行中、何者かに突き飛ばされ転倒したTさんが、救急搬送され入院。入院の保証手続き、手術の立会い、自宅マンション管理人への連絡、予約済みの美容院・お稽古事のキャンセル、入院に必要な品物のレンタルおよび購入、郵便物のお届け等、ボランティアスタッフの協力を得て、入院中のTさんをサポートしました。

Tさんは一ヶ月の入院・リハビリを経て退院し、その後も週一回のリハビリに通っています。お聞きすると、「後遺症が出るのでは…」という不安が増すばかりです。寝るときも固いコルセットを外すことができず、コルセットがつかえて、食欲も落ちました…」という状態です。

Tさんは警察から、「加害者は話し合いでの解決を望んでおり、『傷害保険に入っているのかかった医療費等はすべて負担します』と言っています。Tさんに告訴したいお気持ちがあるようですが、どうされますか」と言われています。

Tさんは、「許したい気持ちもある

りますが、突き飛ばされたとき、加害者は立ち止まることもなく逃走したことを考えると、どうして私だけが辛い目に合わなければならぬのか、悔しい気持ちになります」と。そこで、今回のことは弁護士に相談してみることをすすめました。

また、自宅近くで起きた事故のため、「加害者が近くに住んでいて、訪ねてくるのでは…」という恐怖感がぬぐえないとのこと、セコム・ホームセキュリティの設置もすすめました。

その後Tさんは弁護士に相談することとし、相談の際の付き添いを依頼されたので同席しました。Tさんは弁護士に、「加害者がぶつかった後、逃走を続けたのは何故なのか? この先、後遺症が出るかもしれないが、その場合はどうしてくれるのか? 本当に損害保険に入っているのか? 支払ってもらえるのか?」等の疑問があることを伝え、告訴を決めて弁護士に手続きを一任しました。

今回の怪我は、第三者の行為による負傷のため、費用に関する手続きはりすシステムが代行し、後期高齢者医療広域連合へ連絡して必要書類の送付を依頼しました。

警察からは、「告訴となれば調査

を取る必要があり、Tさんに現場検証に立ち合ってもらわなければなりません。その時はりすシステムさんに同行をお願いしたい」と言われています。

Tさんが落ち着いた暮らしを取り戻すまでには、まだ時間がかかりそうですが、契約家族としてしっかりとサポートしていきたいと思えます。

九州支部

▼本誌第284号(2020年9月号)で紹介したMさんご夫妻。ケアハウスから介護付有料老人ホームへの転居を控えていましたが、転居目前の7月上旬、奥さんが90歳で旅立たれました。

ご主人のKさん(92歳)はお一人暮らしになりましたが、転居に備え介護老人保健施設(老健)でリハビリを頑張ってこられました。転居先で使用する予定のカーテンの発注や荷物の整理等、奥さんが行っていた作業はりすシステムが引き継ぎ、コロナ禍で作業が滞る中、何とか間に合わせる事ができました。

迎えた7月末の入居日は、入居先施設の施設長とりすスタッフが、Kさんを老健から施設にお連れしました。入居後、ケアプラン作成のため、



施設長・看護師・介護福祉士・栄養士・りすスタッフで話し合い、Kさんのご希望をお聞きしながらプランを作成。安堵の笑顔で署名されたKさんは、「これからお世話になります」と。

ところが三日後、施設から、「Kさんが38度の発熱で往診をお願いし、様子をみています」と電話があり、翌日も熱が下がらず、提携病院へ救急搬送されました。

一週間後、コロナ禍で面会が許可されない中、主治医から病状説明がありました。当初、肺水腫の疑いがあったようですが、その後、急性腎盂腎炎（尿路におこる細菌感染症の一種）と判明し、治療中とのことでした。以前から前立腺の定期受診に付き添っていましたが、尿路感染症になりやすい状態だったそうです。

二週間の入院を経て退院し、施設長・看護師・りすスタッフが付き添い、Kさんを施設までお連れしました。「退院おめでとうございます」とお声がけすると、にっこりされたKさんですが、お顔は以前よりほっそりと、痩せたご様子。往診を担当している医師からも施設の栄養士に、「体重の減少が心配なので、食事に補助栄養食品を加えて下さい」と指示がありました。

その後Kさんは徐々に食事・服薬を拒否されるようになり、都度、施設からりすに報告があったので、「好きなバナナを柔らかくして、勧めてみて下さい」等伝えました。

施設で調理法を工夫し、食事の介助をするなどした結果、「少し召し上がっていただけました」との報告もありましたが、病状は好転せず、**医療上の判断に関する事前意思表示**書に記された「積極的な治療は望まない」との意思に従い、往診担当の医師の協力のもと、施設で看取りの態勢に入りました。

コロナ禍でりすの面会は許可されず、お会いすることが叶わないまま、8月末、Kさんは奥さんのもとへ旅立っていかれました。

長い年月を寄り添い、支え合ってこられたご夫妻。お二人に教えていただいたことを、今後に活かしていきたいと思えます。

大分支部

▼本誌第285号（2020年10月号）「皆さんのお声」で紹介した、自宅マンションに一人暮らしのCさん（90歳・女性）。

「自分で食事を作るのが面倒になり宅配をお願いしているが、最近

宅配された器の片づけ、ヘルパーさんとの対話など、おっくうに思うことが増えた気がする」とおっしゃっていたので、気分転換になればとCさんが気にかけていた施設見学のお話をしました。

以前Cさんが入居を希望していた有料老人ホームSは、現在申込みを受け付けていないので、特定施設入居者生活介護の指定※を受けている、サービスタ付き高齢者向け住宅Mに問い合わせました。こちらはコロナ禍で中断していた見学を再開したとのことなので、Cさんに、「気軽な気持ちで見学に出かけてみませんか」とお誘いしたところ、「まだしばらくは自宅で頑張ってみようと思うので、次の機会にでも」とのお返事でした。

Cさんは、自宅での自立生活を維持するには、「しっかりと歩けること」が大切と考え、ケアマネージャーに勧められた週一回のデイケアに通っているそうです。

Cさんが通っているデイケアRは、入浴なしの半日リハビリ集中型。リハビリ専門の職員が一人ひとりの状態に合わせた計画を立て、日常生活の動作を中心とした物理療法や歩行訓練を行い、機器を使用してのリ

ハビリも提供しているそうです。

また運動だけではなく、利用者同士の交流の機会が設けられ、季節ごとの行事を楽しみながら、各々の目標に向かってリハビリに取り組んでいるそうです。例えば、「自分でごはんを作りたい」「ひとりで買い物に行きたい」「趣味の活動を再開したい」「転倒したくない」「いつまでも家で暮らせるように」「家のお風呂にゆっくり浸かりたい」などなど。通い始めたばかりのCさんの目標は、「いつまでも家で暮らせるように」、まずはデイケアを続けることだそうです。

※特定施設入居者生活介護の指定

「特定施設入居者生活介護」とは、高齢者が可能な限り自立した毎日を過ごすことができるよう、特定施設に入居している入居者に対して提供される食事・入浴などの日常生活における支援や機能訓練などのサービスタを指し、認定を受けている特定施設と一部の外部サービスタ事業のみ提供できる居宅サービスタとなっています。

「特定施設入居者生活介護」の指定は、有料老人ホームだけでなく、サービスタ付き高齢者向け住宅やケアハウスでも受けることができます。



地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

人気のカラーです！



Tシャツ

■定価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九（ゼロイチキュー）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

| | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 荒木 光子さん (東京都葛飾区) | 寺本 昭一さん (東京都府中市) | 三宅川 乙羽さん (東京都杉並区) |
| 上鶴 昭子さん (大分県大分市) | 戸田 恵美子さん (大阪府吹田市) | 矢作 浩子さん (東京都新宿区) |
| 齋藤 幸子さん (千葉県千葉市) | 土馬 郁子さん (東京都板橋区) | 横川 里美さん (東京都杉並区) |
| 関本 富夫さん (大阪府岸和田市) | 畑中 百枝さん (千葉県白井市) | 吉村 佳子さん (東京都足立区) |

50音順

※2020年10月1日～10月31日の期間、12名の方から寄附をいただきました。
※寺本 昭一さんが1000ポイントを達成されました。



NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959